平成２４年（フ）第３６０号
高知市一宮中町２丁目８番10―２号　ハイツ薫Ⅱ―201
債務者　中越　美穂
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３６３号
高知市愛宕町２丁目22番10号　三谷マンション
債務者　吉松　範子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３６７号
高知市井口町88番地　光コーポ２階22号室、住民票上の住所高知市神田2377番地77
債務者　青木　　隆
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３６８号
高知市上町４丁目９番９号　竹村マンション１Ｆ東
債務者　岡田　幸子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４１６号
鹿児島県日置市伊集院町徳重398番地４　安楽ビル301
債務者　加納　秀作
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４１７号
鹿児島県日置市伊集院町徳重398番地４　安楽ビル301
債務者　加納サチ子
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第７３９号
盛岡市津志田西１丁目20―３　エリア009―103号室、住民票上の住所仙台市太白区郡山３丁目３番13―２号
債務者　武村　賢一
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７６９号
仙台市宮城野区平成２丁目５番５号　佐富アパート210
債務者　榊原　幸生
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６６号
宮城県柴田郡村田町大字村田字大槻下11番地２　エクセレントハイツ103号
債務者　佐藤みゆき
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第３２号
秋田県能代市字鳥小屋22番地27
債務者　渡邉　勝子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第１２６号
福島市瀬上町字五月田40番地の１　村上貸家３号、従前の住所福島県伊達市霊山町掛田字下屋敷21番地３
債務者　渡邉　小代
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１７３号
茨城県筑西市木戸126番地１
債務者　山田　照雄
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２５１号
茨城県古河市小堤1913番地249
債務者　梅津　啓樹
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２５３号
茨城県古河市関戸1790番地29、前住所茨城県古河市本町四丁目12番５号　リードスクリーンハイツ202号
債務者　稲垣　文子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第７０号
群馬県桐生市新里町新川2995番地
債務者　加藤　慎紀
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第６１９号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3440番地１　サンシティローズ102、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3105番地４
債務者　山崎　之弘
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第８９７号
千葉県市原市八幡996番地15
債務者　田中えみ子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係